

持続可能な多文化共生地域コミュニティに関する研究

-在日コリアン集住地区を対象として-

主査 韓 勝旭*¹
委員 神吉 紀世子*²

本研究は、在日コリアン集住地区である京都市南区東松ノ木町と川崎市幸区戸手4丁目を対象として、コリアンの定住過程を住環境整備プロセスに着目して考察を行い、コリアン集住地区が持っている地域的特性を明らかにすることを目的とする。さらに、住民・NPO・行政が連携し、ローカル・コミュニティレベルでコリアンの住環境問題に取り込んできた東松ノ木町においては、その一連のプロセスに関わった住民・NPO・行政間関係について考察を行い、コリアン集住地区の住環境を支える仕組みを明らかにすることが第二の目的とし、これにより、コリアン集住地区を異文化交流の拠点とする、持続可能な多文化共生地域コミュニティの形成に向けた重要な経験を伝える資源的価値を有することを考察する。

キーワード： 1) 多文化共生、2) 在日コリアン、3) スクウォッター地区、4) 住環境整備、5) 主体間関係

SUSTAINABLE, MULTICULTURAL, LOCAL COMMUNITY -Focusing on Area Inhabited by Koreans in Japan-

Ch. Han SeoungWook *¹
Mem. Kanki Kiyoko *²

This study focuses on two areas, Minami Ward's Higashi-Matsunoki in Kyoto city and Saiwai Ward's Tode 4-chome in Kawasaki city, both of which are inhabited by the Koreans. One purpose is to clarify the local characteristics of these areas by considering the permanent residence of Koreans in Japan in terms of the improvement process of the residential environment. Another purpose is to clarify the value of forming a sustainable, multicultural local community that enables the area to be a place for intercultural exchange by considering the relationship between the residents, an NPO, and local administration, which were jointly involved in the improvement process, and to discover the system that supported the residential environment in the Higashi-Matsunoki, where the residents, NPO, and Kyoto City have worked together on residential-environment problems at the local community level.

1. 研究の背景と目的

日本では1980年代以降、経済の拡大に伴い物資、資本、労働力などがグローバル化している。1980年代から増えてきた外国人労働者（ニューカマー）は、1990年の出入国管理及び難民認定法の改正をきっかけに急増している^{注1)}。外国人の滞在が長期化するに伴い、日本各地では外国人集住地区が形成されつつある^{注2)}。このような外国人集住地区の形成は、歴史的かつ世界的に見ても、大都市におけるマイノリティ・コミュニティの発生という普遍的現象の一つとして捉えることができる。

しかし、このような外国人集住地区は「失業と社会的排除」という深刻な問題を抱えている。「失業と社会的排除」の慢性化は、該当地域の貧困や住環境の悪化につながり、都市の継続的な発展を妨げる要因となっている^{注3)}。このような外国人集住地区の問題に対して、国と地方自治体では多文化共生地域コミュニティのあり方を模索する取り組みが進められている^{注3)}。従来は、

外国人集住地区の問題の解決に当たっては、行政が主導的な役割を果たしてきた。近年では、このような問題を地域社会の問題として捉え、地域コミュニティの主体となる住民・非営利支援組織（以下、NPO）・行政の関係とそれぞれの役割に関する議論がされつつある^{注4)}。

本論は、京都市南区東松ノ木町（以下、東松ノ木町）と川崎市幸区戸手4丁目（以下、戸手地区）を対象として、コリアンの定住過程を住環境整備プロセスに着目して考察を行い、コリアン集住地区が持っている地域的特性を明らかにすることを目的とする。

さらに、東松ノ木町の住環境整備プロセスに関わった住民・NPO・行政間の関係について分析を行い、コリアン集住地区を支える仕組みを把握することを第二目的とし、これによりコリアン集住地区を異文化交流の拠点とする、持続可能な多文化共生地域コミュニティの形成に向けた重要な経験を伝える資源的価値を有するかを考察したい。

*1 京都大学工学研究科博士後期課程 *2 京都大学工学研究科准教授

両地区については、建築計画・都市計画学、地理学、社会学などさまざまな分野から研究が行われてきた。なかでも、住環境整備事業におけるNGOの役割を考察した吉田の研究(1993)がある。これは1992年に実施された実態調査から住環境整備の基本課題を具体化すると共に、住環境整備事業を推進する際にNGOが果たした役割とその限界を明らかにしたものである¹⁾。

本稿は、住環境整備事業の計画段階までを考察した吉田の研究を踏まえ、東松ノ木町における住環境整備の全プロセスを把握した。戸手地区については、地区の形成から解体までの経緯を記録し、住環境運営という観点から地域の変遷過程を考察した新井(2007)の研究がある^{注4)、文4)}。

2. 調査地の概要

2.1 東松ノ木町

京都市における最大のコリアン集住地区である東九条地区は、京都駅から東南側に位置している(図2-1)^{注7)}。東九条地区の人口は、2001世帯、4813人である^{注8)}。特に、高齢者と外国籍住民の比率が35.4%と22.3%を占めており、この数値は京都市の14.7%と2.9%と比べ、非常に高い割合である。

東松ノ木町は、東九条地区の南東部で、鴨川と高瀬川の合流地に位置している(図2-2)。地域には、83世帯、韓国・朝鮮国籍者が101名、日本国籍者52名が居住している^{注9)}。

2.2 戸手地区

表2-1 建物の区分(左)と住民属性(右)
(1997年実態調査、戸手教会のデータから)

建物の数		%		居住者数(人)				%	
住居	自家自住	貸家	空家	在日	日本人	外国人			
	37	29	12	91	11	0	43		
		12	13	6	7	2			
		78	81	0	83	40	57		
小計		13	14	97	101	42	100		
工場、倉庫		5	5	40	42	18	100		
事務所、集会所									
合計	96	100		240					

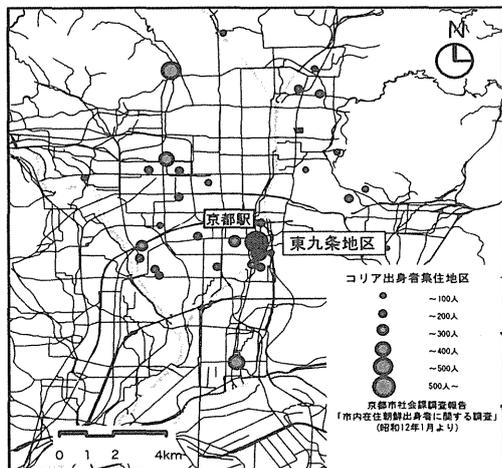


図2-1 京都市におけるコリアン集住地区の分布

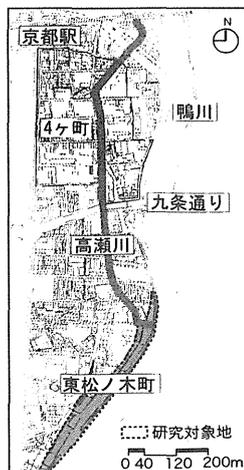


図2-2 東松ノ木町の位置



図2-3 戸手地区の位置

戸手地区は多摩川の河川敷内に形成されている密集地である(図2-3)。2000年に実施された実態調査によると、240人の住民のうち、コリアンが97人、他の外国籍者が42人が居住している外国人集住地区である^{注10)}。

3. 研究方法

本研究は、研究対象が2カ所であり、研究方法も両地区に対して異なる手法を用いて調査を実施した。

3.1 東松ノ木町に対する研究方法

住民とNPOが住環境整備に果たした役割と主体間関係の変化に関する分析には、エスノグラフィック・インタビュー法^{注14)}を用いた参与観察調査を実施した^{注11)}。

調査期間は2007年9月から2008年4月にかけて、東九条地区のまちづくり活動を含め、京都市からの委託を受けて東松ノ木団地の管理と住民に対する生活支援(安否確認、戸別訪問、食事会、各種のプログラムなど)を定期的に(週2回、月・金曜日)行っている『まめもやし』(正称: NPO法人東九条地区まちづくりサポートセンター)にボランティアとして参加し^{注12)}、住民に対してインタビュー調査を実施した。調査対象となった住民は23人で、食事サービスや個別に訪問した際に話を聞いた。調査手法としてエスノグラフィック・インタビュー法を用いた理由は、公営住宅に再入居した1999年以来、多分野の研究者らが東松ノ木団地の住民を対象にして調査を行なってきたため、多数の住民は調査を受けることに警戒心、または気疲れを感じていたことが挙げられる^{注13)}。また、被調査者の全員が65歳以上の高齢者であるため、アンケート調査や構造化した聞き取り調査を行うことが困難であった。従ってインタビュー調査を行う際には、質問票の用意、録音やメモなどの記録行為を一切せず、住民から聞き取った話を、会話が終わった直後に記憶を記録した。

住民・NPO・行政の関係については、NPO関係者と町内

会長、計7名を対象にインタビュー調査を行った。この7名に対して実施したインタビュー調査は、インタビューの内容を録音し、記録した。NPO関係者である6名は、『まめもやし』のM氏からの紹介によるため、そこから得られたデータは『まめもやし』に友好的な側面を持つ可能性がある。これで得られたインタビュー記録を既往研究や文献資料との対照を通じて確認・編集し¹⁴⁾、主体間関係の経年変化と関係を図式化した(図6-2)。

関係図は大きく2つに分けた。一つ目は、住環境の改善プロセスに関わった諸主体を住民自治組織・NPO・行政に分類し、その変遷過程を分析した図式である。この図には組織の生滅と、それに伴う構成員の移動が記されている。二つ目は、組織の間に生じた行為を記した図である。行為は、財ないしサービスを、支援(サポート)することと規制(コントロール)することに分け、その具体的な内容は本文中に記載した。また、各組織の配置は、町内会と組織の接触頻度に基づいて、町内会から距離が遠いほど接触頻度が低いことを示す¹⁵⁾。

他に文献資料と統計資料の分析も行った。統計データからは東松ノ木町の人口と世帯の変遷過程を把握した(図5-2)。また、東九条地区に関する行政資料からは東九条地区と東松ノ木町の住環境改善を巡る都市政策的な動きを把握した(表4-1)。そして、都市計画基本図、地籍図、住宅地図、航空写真などの地図データからは、東松ノ木町における住宅の密集過程を分析した(図5-3)。

3.2 戸手地区に対する研究方法

戸手地区の変遷過程に関する調査は、地域で活動している戸手教会の牧師であるS氏を主な対象としてインタビュー調査を実施した。調査期間は二つの時期に分けて行い、第一期の調査は、2005年3月から2006年4月までの間に計4回実施した。第一期には、川崎市まちづくり局の担当者に対するインタビュー調査と、H. R. N¹⁶⁾が主催した学習会に3回参加し、参加者に対してインタビュー調査を行った上、戸手地区の土地所有分布について分析した(図5-4)。第二期の調査は、2007年8月から2008年9月まで、計4回現地調査を行った。4回のインタビュー調査の中では、該当地区を研究したB氏にもインタビューを行い、戸手地区におけるまちづくり活動の変遷について考察した¹⁷⁾。

他に、東松ノ木町と同様に、地図資料、文献資料、行政資料の分析を通じて、戸手地区における都市政策の変遷を把握した(表4-2)。

4. 都市政策の変遷から見た地域の特性

4.1 東九条地区と東松ノ木町

1) 東九条地区で施行された都市政策

京都駅から鴨川にかけての国鉄沿線は、第二次世界戦時中の強制疎開により空き地であった。戦後、この周辺にはヤミ市やバラックが建ち並び、その戸数は土地区画整理事業の換地を終了した1951年から急増した⁶⁾。急速なバラック化に対し、京都市は1952年第一次五カ年計画の不良住宅地区改良事業に着手した。その後、引き続いて1953年に「崇仁地区疎開跡買収整備事業」、1959年に「崇仁地区国鉄沿線南部バラック地区清掃事業」を実施した。この事業は1951年に起きた「オールロマンス事件」¹⁸⁾を背景にした同和政策の一部であった¹⁹⁾。

これらの事業は同和地区の日本人居住者のみならず、地区内に居住していたコリアンにも影響を及ぼした。1953年に京都市によって作成された「崇仁地区疎開地跡買収整備事業」の報告書には、“戦時中強制疎開させられた崇仁地区の東海道から鉄道沿線南側にある土地は、戦後そのまま空き地となっていたため、2、3年前より本地に他府県よりの転入者或いは第三人が主に転住し、その大多数は土地所有者の無承諾のまま極めて粗悪な掘立式バラックを建設し、過去における以上のスラム街を現出せんとつしている”と書かれている。これは、事業の対象地で居住している住民の一部がコリアンであることを示している。

また、1959年に実施された崇仁地区国鉄沿線南部バラック地区清掃事業の予算を計上するために行われた調査では、屋形町南部の八条から九条の間のバラックの居住者の属性が記載されている。その内容は、“調査対象となった71世帯のうち、日本人が31世帯で、コリアン(朝鮮人)が38世帯、就職はほとんどが日雇、土方と記され、移転補償金で立ち退いた世帯は、日本人9世帯、コリアン27世帯、住宅斡旋は、日本人が7世帯、コリアン4世帯で、他は仮設住宅入居や不明”となっている。コリアン27世帯が移転補償金で立ち退いた割合が日本人9世帯と比べて多いのは、日本人の場合、1962年、屋形町居住者専用住宅として北河原町に竣工した公営住宅へ再入居した世帯が多いためである。一方、移転補償金を貰ったコリアンの場合、公営住宅への入居が認められなかったため、大多数が東九条地区に散って再定住し、その一部は東松ノ木町へ移転した²⁰⁾。

1964年から1967年にかけて東九条地区では大小の火災が多発し、1967年8月に起こった大火災では、121世帯、307人が焼け出され、2人の死者が出た²¹⁾。劣悪な住環境と無秩序な住宅の密集が要因となった火災が引き続いたため、京都市は1967年に京都市スラム対策基本計画を樹立し、大規模な調査を行った。この調査結果をまとめた京都市東九条実態調査報告書では、“東九条の中でスラム化している地区を、山王学区の北河原町・南河原町・東岩本町・南岩本町及び南山王町・西岩本町の一

神奈川ネットの市議員2名と連絡を取り、「1996年にはスーパー堤防を完成するため、まず戸手から始める」という計画があることを知った^{註24)}。そして住民側は再開発事業に対応する体制を整え、それに伴い行政も戸手地区の住環境整備事業を本格的に進めた。

5. コリアン定住過程と住環境整備

5.1 東松ノ木町の定住過程

1) 東松ノ木町の形成

東松ノ木町に人が住み着いたのは1952、3年頃である。1956年度の住宅地図には、東松ノ木町の北側を中心に13軒の建物が記されており、「バラック」と書かれている。このバラックは、行政の監視が疎かな週末に5、6人が一気に外枠を完成させた極めて粗悪なものであった^{註25)}。

住民の増加と転入出が激しくなる一方で、「バラック」の居住権^{註26)}が転売されるケースが増えた。当時、東松ノ木町の居住は不法占拠にあるにもかかわらず、住民の間で居住権の売買が暗黙的に行なわれた。このような居住権の売買は、比較的経済力を持つようになった住民の転出と、極めて貧しい階層の転入を促す要因となった。さらに、住民の中でも経済的な階層分化が発生したことを意味する。

1960年代前半住民の出入りが激しく、1963年にバラックが東松ノ木町の南側まで広がり、その数は157戸まで増えた^{註27)}。

1970年代前半になって東松ノ木町の人口はピークを向かえた。1972年に京都市が実施した調査では、バラック177戸、世帯数181世帯、人口656人となっている。この時期に転入した人は、事業の失敗、仕事の関係上、立ち退きなど、経済ないし住宅の困窮が転入の主な理由となっている^{文6)}。

人口の急増で東松ノ木町の居住密度は極めて高くなり、上・下水道の設置やごみ回収が行われていない東松ノ木町の住環境は悪化するいっぽうであった。また、廃品回収業が地区を支える重要な経済基盤となり、そこから発生した廃棄物を全て鴨川と高瀬川に不法投棄した^{註28)}ことが東松ノ木町の住環境をさらに悪化させた。

このような住環境の悪化とともに社会的排除が理由となって若年層が町から離れる要因となった。

2) インフラ整備期(1970年から1981年まで)

1970年代住民の住環境整備の要求に対して行政は、不法占拠地に電気、水道、電話、ごみ回収などの公的サービスを提供する根拠がないと主張した^{註29)}。住民らは、電気の代わりに石油ランプや焚き火を使い、また水も共同井戸を掘って地下水を砂や炭でろかして飲用をするなど、公共的サービスが提供されない中で耐えながら最低限の生活を行ってきた^{文2.6)}。

そんななか1970年から74年の間に相次ぎ火災が発生した(表4-1)。町内会とNPOは被災者の救済を要求し、対行政交渉が始まった。そこで町内会とNPOは、水道、電話、生活道路が未整備されているのが火災の被害が拡大した要因であり、その責任は行政にあると主張した。この行政の責任についてNPOのY氏は、“水道がないため、火事が起きたとき住民による初期対応ができなかった。さらに、電話がないため消防への連絡が遅れ、また出動した消防車が町内の生活道路が整備されていないため火事の現場まで入れなかったことが被害を拡大させた要因だった”と述べる。この火災がきっかけとなって町内会とNPOが掲げてきたインフラの整備、すなわち住環境整備の必要性について住民のコンセンサスが得られた。そして住民大多数が参加することによって弾みがついた住環境改善運動は、市役所、電話局、関西電力へ抗議訪問するなど具体化かつ組織化していた。

また、1976年に実施された地下水の水質検査では、いままで住民が飲用してきた井戸の水が飲用水として適していないことが判明し、水道の問題が再浮上した。京都市はこの検査結果を受け止め住民側に水道の設置を口頭で約束した^{註30)}。しかし、実際には不法占拠であることを理由にして共同水道を、「上、中、下」の3地区に分けて設置した(図5-3)。水道の設置工事も2期に分けて行い、第一期の工事が、1976年に「上」の約40世帯に対して私設水道と形式で施行された。また、1977年に始まった第二期の水道工事では、「中、下」を合わせて7ヶ所のみ共同水道が設置となった。

電話の設置も水道と同じ時期に実施されたが、これも「上」地区に優先的に設置された後、「中、下」地区には数カ所のみ公衆電話が設置された^{註31)}。

行政による臨時的かつ不公平的なインフラの整備は住民の反発を呼び起こした。そして、インフラ整備の順番と充実をめぐる住民間、住民と町内会、住民と支援組織の間に不信感が広がった。その結果、町内会は崩壊し、支援組織は東松ノ木町から離れた。

3) 住環境整備期(1986年から1999年まで)

1989年にスタートした鴨川陶化橋上流域環境整備事業は、鴨川と高瀬川河口の移動を骨格とする河川整備と、住民の住居を保障するための公営住宅の建設(写真5-3)、大きく2つに分けられる。国、府、市の三者が共同に取り組んだこの事業は、1992年に『鴨川陶化橋上流域環境整備対策本部』を設置し、河川改修工事については『京都市土木事務所』が、公営住宅の建設については『京都市住宅建設課』が事業の推進主体となって実施された^{註32)}。整備事業の進行に伴い1994年4月に行政区画が変更され、公称町名が京都市南区東九条東松ノ木町1番地となった。そうして公営住宅を建設するために先決課題であった不法な居住が解消された。

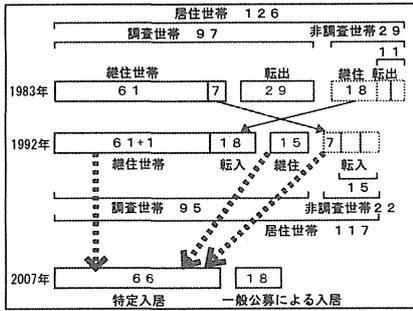


図 5-1 東松ノ木町の世帯変動
(参考文献 2 のデータに加筆)

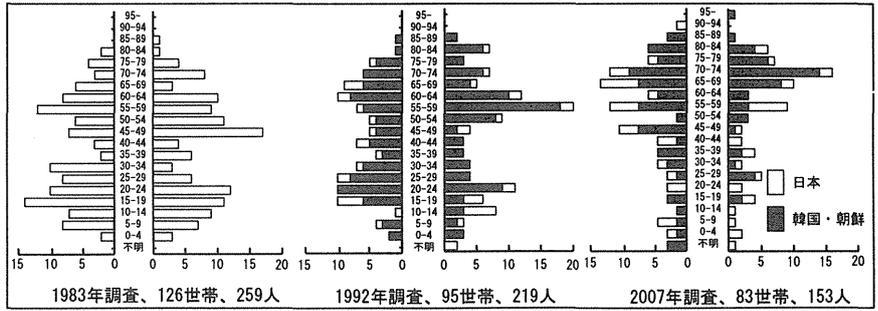


図 5-2 東松ノ木町の人口変動
(参考文献 2 のデータに加筆)

しかし、住環境整備事業を進める際に、建て替え方式による生活空間の転換が急テンポで進められることで、居住者がその変化に適応できないことが課題として浮上した。その解決策として、高瀬川河口を変えてその上に整えられた敷地に、公営住宅を建設する案が採用された^{注33)}。この背景として住民の8割以上がコリアンである東松ノ木町のコミュニティが持つ特質、すなわち住民らの民族的な生活文化の継承を考慮したことが挙げられる。

一方で公営住宅への入居を巡ってさまざまな問題が生じた。その一つは、行政側から住環境整備事業を打診された1989年の直後から、公営住宅の入居を狙った転入が増えたことが挙げられる。町内会長のA氏は、“事業が始まる前に東松ノ木町へ転居すると建てられる公営住宅に入居できるという噂が広がり、余所者が転入してきた。それが住民の団結を損なう要因であった”と当時の転入状況について述べた。この時期に転入してきた人と町内会を中心とした先住民は、公営住宅へ入居した後もさまざまな場面で相容れない関係が続いている。

このような再入居を巡る問題は先住民の間にも発生した。40番地事務局で活動したI氏によると、“一人暮らしをしているお年寄りの子供が公営住宅へ入居するために親を追い出すケースもあった”と当時の様子を語った。そのなかには親の代わりに転入してきて居住権を転売したり移転補償金を目当てにしたケースもあった。

住環境整備事業を推進する際に生じたトラブルは公営

住宅への入居や補償金の問題だけではない。1994年3月に住宅建設工事が発注されたが、5月に周辺住民が1700名分の工事反対署名を京都府と市に提出したため工事が中断されることになった。反対の理由は、“不法占拠した堤防の人に税金をかけて住宅を建て、そこに住まわせるのは逆差別だ。堤防の上に住宅が建てられ自分の家が覗かれるのでいやだ”という陳情など、さまざまだった^{注34)}。このような周辺住民の反対を行政側が受け止め、第1棟の設計が変更され^{注35)}、そうして公営住宅の外壁と階段部に視線を遮る構造物が設置された(写真5-1)。

東松ノ木町の住民と周辺住民の話し合いの場が設けられ、周辺住民の意見を事業に反映させる形で事業は再開されることになった。そうして1996年10月に公営住宅の第1棟24戸が、1999年12月には第2棟が完成し、65世帯の先住民が特定入居の形式で入居した。東松ノ木町の住環境整備事業は、2004年3月に第3棟が完成され、2005年2月から一般公募を通じて18世帯が入居することで一段落ついた。

4) 公営住宅運営期 (2000年以降)

事業の終了まで13年かかったため、その間に住民属性が変わり次のような問題が生じた。1992年の実態調査から2棟の入居の終了までの7年間、住民の高齢化が著しい。この高齢化の問題は計画の段階から考慮されたことである。具体的には「住民の高齢化に対する社会的・建築的配慮」が基本課題として設定され、その結果、エレベーターの設置や住宅の低層化などが実現された。しかし、2001年に一人暮らしの高齢者が亡くなってから何日経ってから発見される事故が起きた。いわゆる孤独死だ

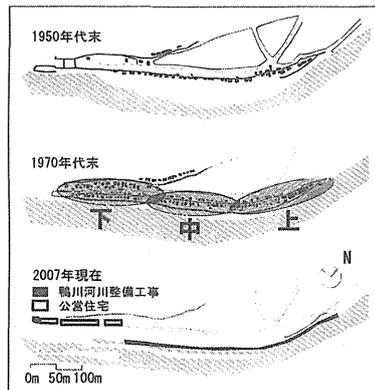


図 5-3 東松ノ木町の住宅密集過程

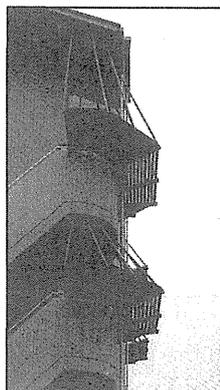


写真 5-1 眺望対策

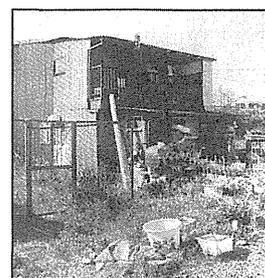


写真 5-2 東松ノ木町のバラック (2003年)

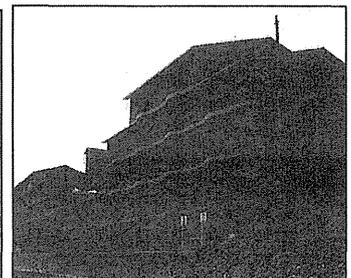


写真 5-3 東松ノ木団地 (2007年)

った。先住民は公営住宅へ再移住して、今まで彼らを脅かしてきた水害、火災、家屋の倒壊などの危険からまぬかれ、安全ないし安心できる生活環境のなかで暮らせるようになった。しかし、今まで住民同士を支えてきた相互扶助の生活が住民の高齢化と共に公営住宅へ再移住してから衰えてきた。住民の高齢化と近隣関係の弱化による地域の問題は今後その深刻さが増していくと思われる。

2007年9月現在、東松ノ木団地における住民の高齢化率は、住民153人のうち65歳以上の住民が69人で、全住民の45%を占めている（図6-1）。さらに、健康状態や扶養家族がない一人暮らしの高齢者世帯が多いため、介護サービスを受けている高齢者が40人を超えている。上記した状況の中で、高齢の住民に対する介護と生活支援は重要な課題となっていく。

5.2 戸手地区の定住過程

1) 戸手地区の形成

戸手地区がいつ頃形成されたかは明確ではないが、1941年に陸軍の軍事資材運搬用の船着場が設けられ、その周辺に飯場ができたことが町としての始まりである。また、戦後には“羽田空港拡張工事により立ち退かされた蒲田在住のコリアン（韓国・朝鮮人）が住む場所を求め、ここに移ってきた”という記録から^{※10}、1940から50年代に戸手地区へ転入してきた人は、居住不安定層のコリアンが多数を占めていることが推測できる^{※36}。

2) インフラ整備期（1963年から1965年まで）

1959年戸手地区には20戸の住宅が点在していたが、1963年に約100戸まで急増したため、地域の住環境は急速に悪化した。この時期から住民のなかでは住環境整備のニーズが高まり、同年、『在日本朝鮮人総連合会（以下、朝鮮総連）戸手分会』が結成され、これを拠点として戸手地区の住環境整備の動きが活発になった。当時、戸手地区にはインフラが整備されないなかったため、電気は自家発電に頼り、水道も無く共同井戸を利用していた。

1964年、朝鮮総連の役員を経た『住民リーダー』^{※37}は、朝鮮総連の支援のもとに、共産党の議員と川崎市の

電気産業労働組合連合の協力を得た上、県の土木事務所と電気の供給に巡る交渉を行い、翌年地域の全戸に電気が供給された。

また、同年、川崎市の水道局が地域と隣接した堤外地に建設したポンプ場によって、戸手地区の地下水の水量が減り、それまで共同井戸を利用してきた戸手地区の住民は住民リーダーを中心に団結して水道局に激しく抗議をした。その結果、七カ所に共同水道が設置されたが、共同水道に満足できなかった住民らは各住宅にパイプを引き込み、そして戸手地区の全戸に水道が引かれるようになった。水道は全戸に供給されるようになったが、水道メータが1器しか設置されなかった。そのため、水道局から賦課された水道料金を住民数に割り当てて住民が自主的に集金することを住民総会で定めた。具体的には、地域を6つの班組織に分け、班長が水道料金を集金した。この班組織は、ゴミ処理料金の集金、共同募金、市政新聞の配布などの活動を行うなど、住民自治組織としての役割を果たした。

3) 再開発事業期（1991年から2007年まで）

1991年に、スーパー堤防整備事業が実施されることを知った戸手地区の住民らは、翌年11月に住民リーダーを会長とした『戸手河川敷住民の権利を守る会（以下、守る会）』を結成し、また、地域で活動している戸手教会の牧師を代表とした『戸手河川敷住民の権利を支える会』（以下、支える会）』が結成された。この『支える会』は、教会のメンバーが多く、その活動も地域で最も弱い立場に置かれている階層を対象に行われた。

この一連の活動のなかで、1992年2月に『守る会』が『京都市東九条実行委員会』を迎えて交流会を開催し、3月には『東九条実行委員会』が戸手地区を来訪するなど、両地域の間には交流があったことを特記して置きたい。その背景には、『支える会』の代表である牧師と東九条地区で活動しているキリスト教組織である『東九条キリスト者地域活動協議会（以下、HEAT）』の間に以前から交流があったことが挙げられる^{※38}。

その後、補償問題がスーパー堤防整備事業の争点となり^{※39}、住民側は『守る会』を解散し、『戸手河川敷地域住民住環境抜本的改善を要求する対策協議会（以下、戸手住環協）』を設立した。設立からまもなく『戸手住環協』は、公有地の払い下げを求める住民グループとコリアンに対する戦後補償を求める教会グループに分けられた。1997年に三者（国・市・住民）協議会が設置され、京浜土木事務所による実態調査が行われた。実態調査の結果を受け、1999年に『戸手住環境協』のメンバーのなかで地権者を中心に『戸手住環協開発組合（以下、組合）』を結成した。このような地権者を中心とした動きに反発した教会側は、1997年に『戸手地域活動センター』を設立して、借家権者や外国人労働者などの弱い



写真5-3 戸手教会（左、2007年）とキムチ売り場（右、2006年）

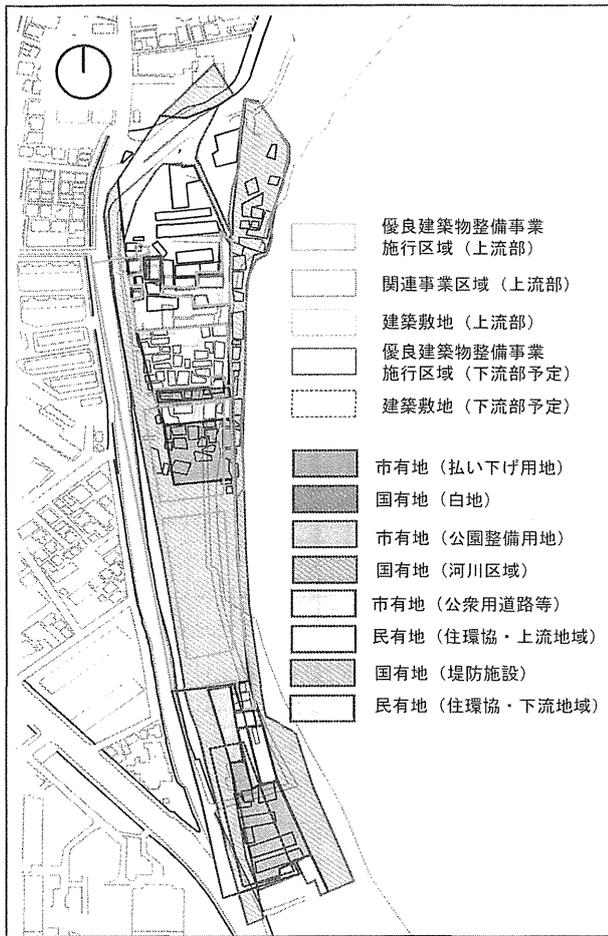


図5-4 戸手地区の土地所有分布
 (N.R.N 学習会と川崎市の資料により作成、2006年)

立場の階層を対象に支援活動を行った。

2004年に『組合』は、市有地の払い下げの認可を受ける主体としての法人格をとり『有限責任中間法人戸手住環協開発組合』となった。翌年7月に土地建物売買契約が結ばれ、優良建築物等整備事業による再開発がスタートした。2006年11月には売却された住宅の撤去作業が行われ、2007年から堤防整備工事が始まって現在まで至っている^{注40)}。

6. 東松ノ木町における主体間関係の変化

6.1 インフラ整備期の主体間関係

1960年代初期に東松ノ木町の貧困や劣悪な住環境の問題に対して、『京都学生セツルメント連合（以下、セツルメント）』と東九条地区の青年らが結成した『前進会』が地域に根ざした実践活動を始めた（図6-2のA）。『前進会』メンバーの中には共産党員が多く、長年に渡って『セツルメント』と活動の理念を共有してきた（図6-2のa-1）。

ところが共産党の活動方針に対して『前進会』が反発し、一部のメンバーが共産党から除名処分された。当時、『前進会』のメンバーであったY氏は、「東松ノ木町は深刻な問題を孕んでいる地域であった。しかし選挙

権がない在日が住民の大半を占めている東松ノ木町に共産党は力を入れなかった」と反発の理由を説明した^{注41)}。『前進会』の反発に対して共産党は、前進会のメンバーの一部を除名処分し、除名された人は地域から撤退することになった。その後をY氏が引きつづき、第2期『前進会』がスタートした。

この時期から『前進会』と『セツルメント』は住民を啓蒙する活動に重点を置いた。その一つが1969年に制作された自主映画『東九条』である^{注42)}。活動はより地域に密着した形をとり、夏祭りや子供会を通じて住民の団結を図った（図6-2のB）。1970年に町内会の前身である『東町内会』が発足された。これはNPOが行ってきた啓蒙活動と支援活動の結果である（図6-2のb-1,2）。NPOによる活動の成果が現れる中で、『前身会』と『セツルメント』の間には活動の方針を巡って方向性のすれ違いが生じ、相互の葛藤が深まった^{注43)}。

1970年から73年の間に東松ノ木町では火事が頻発し、住民らは行政側に被災者の救済を要求した。しかし行政側から「救済に関する法律や義務が無い」という回答が返ってきた。さらに行政側は被災者に対して強制的な立ち退きを執行した（図6-2のb-3,4）。当初、救済を求めた被災者代表と行政の間の交渉が進展をみせない状況がつづくなか、東九条地区の青年27名が1973年に結成した『東九条青年会』^{注44)}と1974年に発足した『町内会』が被災者の救済と住環境整備を掲げて対行政交渉に乗り出した（図6-2のc-1）。『町内会』とNPOの活動方針が被災者の救済から住環境整備、すなわち電気、水道、電話などのインフラ整備へと変わってから被災者ではない一般住民も積極的に参加し、その結果、最低限のインフラが整備されるようになった^{注45)}。インフラ整備をきっかけによりやく軌道に乗った『町内会』とNPOであったが、工事の順番を巡って「上」地区と「中、下」地区住民の間にトラブルが発生し、『町内会』の解散とNPOが地域から撤退する事態となった（図6-2のD）。このように「上」地区と「中、下」地区に分けて選別的かつ不公平的にインフラが整備されるなか、1977年に3戸の家屋が自然倒壊する事故が起きた。これをきっかけに地域から撤退していたNPOと地域の有志が再結集した。NPOは、東松ノ木町における住環境の問題が民族差別に起因した社会的問題であると規定した。そして、民族運動団体や労働組合と連合し^{注46)}、住環境整備こそが民族差別の撤廃につながると主張し、新たな住環境改善運動を展開し始めた。1981年にNPOの支援の中で『町内会』が再建された。NPOと再建された『町内会』の活動により、1981年には電気、82年には水道が東松ノ木町の全戸に供給されるようになった。インフラ整備という活動の目標を達成し、『青年会』は解散した。

6.2 住環境整備期の主体間関係

インフラ整備が終了した後、活動の方向性と地域においての役割についてNPO自ら考えた。またNPOは、1986年に『前進会』のメンバーの一部^{注47)}と『HEAT』のメンバーの一部が集まって『40番地自治会事務局（以下、事務局）』を結成し^{注48)}、町内会の事務局としての役割を果たすことになった(図6-2のE)。再建された町内会と事務局がまず取り組んだのは、町内会が崩壊されてから中断されたインフラ整備の再開であった。翌年に全戸に水道が供給される結果を導き出した(図6-2のe-3)。1989年から東松ノ木町における住環境整備事業の可能性が議論された。この時期に事務局長と町内会長が交代し^{注49)}、住環境整備事業に弾みが付いた(図6-2のF)。そして公営住宅の建設に向けて住民側の体制が整うことに合わせて行政側の動きも活発になった。1991年に学識経験者を中心とした『生活実態調査委員会』を結成し^{注50)}、翌年に実態調査が実施された(図6-2のf-2)。1992年4月には国・府・市の三者で構成された『鴨川陶化橋上流域環境整備対策本部』が設置され、公営住宅の建設が本格化した^{注51)}(図6-2のf-3)。

このように東松ノ木町の住環境整備事業に対する住民の期待が高まるなか、対行政交渉の窓口となったのが『事務局』である。『事務局』は、住環境整備事業を進行する際に重要な役割を果たした。具体的には、実態調査の時に『事務局』のメンバーが調査員として同席したことが挙げられる。住民との信頼関係を築いてきた『事務局』を紹介することで、自分の意見を言うのが苦手である住民を助け、住民らの住要求を有効的に引き出すことができた。さらに、住民の意見に加え、『事務局』のメンバーが活動しながら日々感じた住要求を住宅の計画に反映させることができた^{注52)}。このように住民と『事務局』の信頼関係は事務局のメンバーが努力を重ねてきた結果である。その一つとしては、一部のメンバーが住居を東松ノ木町に隣接した松ノ木団地に構えたことがある^{注53)}。松ノ木団地へ移住して現在まで住み続けているI氏は、“松ノ木団地には社会運動をやっている人が沢山住んでいたため、彼らと東松ノ木町の問題について活発な議論ができた。また、東松ノ木町に何かがあった時にすぐ行ける距離にいたから住民との紐帯関係がより強くなった”と述べる。

『事務局』の努力を重ねて順調に進んだ公営住宅の建設は、1994年5月に『隣接町内会』から住宅の建設に対する反対運動と1700名分の工事反対署名が府・市に提出され、一時工事が中断された^{注54)}。そのため『隣接町内会』が参加する『鴨川陶化橋上流域環境整備事業地域連絡会』が妥協案として打ち出され、1997年に発足した。結果的には、この連絡会を通じて、空間的・社会的に隔絶されてきた東松ノ木町とその住民が、周辺地域と新た

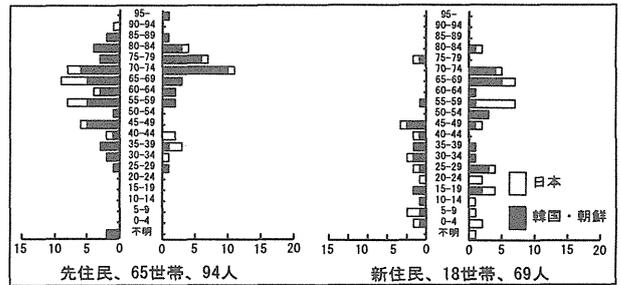


図6-1 東松ノ木町の住民構成 (2007年実態調査により作成)

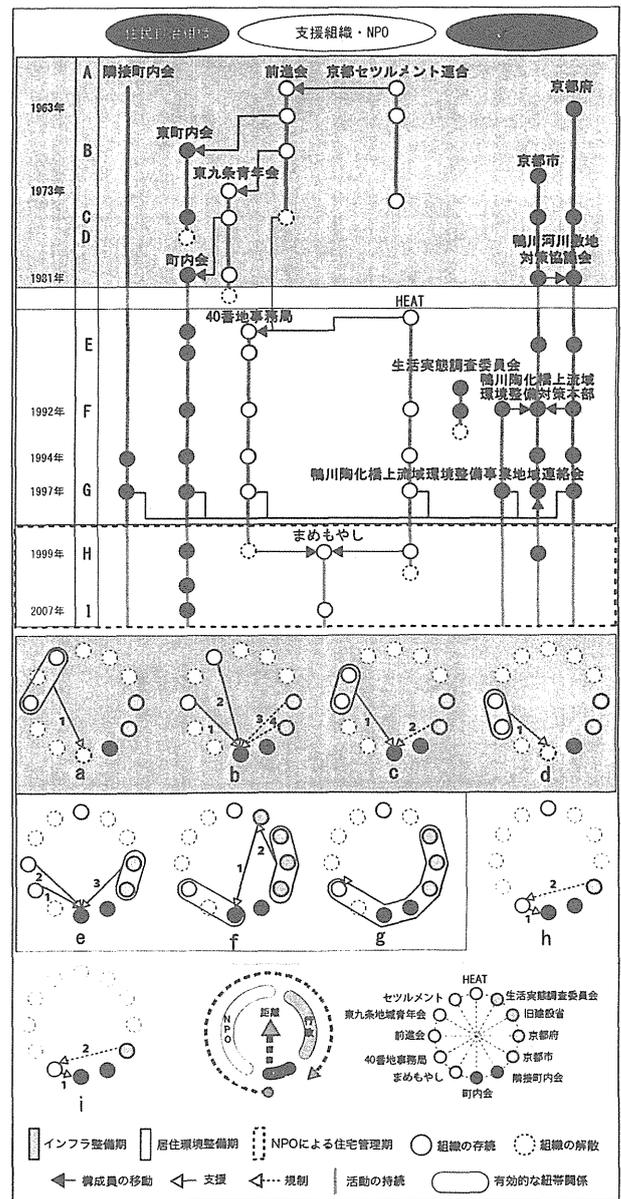


図6-2 住環境整備に関わった主体間関係図

な関係を模索するきっかけとなった(図6-2のG)。

6.3 公営集宅運営期の主体間関係

1999年12月に公営住宅の第2棟が完成した。1989年から始まった住環境整備事業が先住民の入居完了で第一ステージを終えた。しかし、住環境整備事業と共に実施された河川敷地整備で、いままで東松ノ木町の生活を支え

てきた廃品回収業が続けられなくなり、住民が経済基盤を失い、高齢化していく中で、住民に対する生活支援は肝要な問題であった、1993年から、住環境整備事業が終了した後の福祉などのソフト面を考慮した東松ノ木団地の管理体制について、行政と住民の間で議論がされた。そうして1995年の『住宅管理運営委員会』で東松ノ木団地と集会場の管理業務をアウトソーシングすることが基本方針として定められた。

1999年に、『事務局』の局長を務めたU氏を中心にメンバーの一部が『まめもやし』を設立し、翌年から東松ノ木町団地の住宅管理業務の委託を受けることになった(図6-2のH)。「まめもやし」が選定された理由は、東松ノ木町の歴史的・社会的な背景を理解する上で住環境の改善活動を共にしてきた組織であることと、住民と『町内会』からの信頼を得ていることが挙げられる。地域から選出された管理人が雇われ公営住宅の管理と住民に対する生活支援を行う実験的な管理システムの上で、2005年2月から一般公募を通じて18世帯が第3棟に入居した。

一般公募で入居した18世帯は、日本国籍が14世帯、コリアンが4世帯である。その世帯属性みると、生活保護世帯が7世帯、母子世帯が2世帯で、生活保護を受ける母子世帯が5世帯である。一般公募で入居した18世帯は、住環境の改善ないしコミュニティの担い手に為り難く、むしろ社会的な支援を必要とする属性を有する世帯と考えられる^{註55)}。また、新住民グループと先住民グループの間に直接的な交流は少なく、管理者を介してお互いに陳情を訴えることが多く、相互の間に深い溝ができています。その上、新住民の2世帯が『町内会』に入会することを拒否した。これに対して『町内会』は弁護士を雇い、未払いの自治会費を請求するための差し押さえを申請する事態にまで至り、未解決のままである。

先住民と新住民の反目が続いているなか、2006年にU氏を含めた『まめもやし』メンバーの一部が団地の管理業務から離れることになった。1983年以来、住民と一丸となって住環境の改善活動をやってきたU氏であるが、東松ノ木団地の方向性に対して『町内会』と、特に会長であるA氏との意見差が撤退の要因である。U氏が撤退したあと、まめもやしはM氏を中心に新たな体制を整え、引き続き住宅の管理と住民に対する生活支援活動を行っている(図6-2のI)。

7. 結論

東松ノ木町と戸手地区におけるコリアンの定住過程を住環境整備プロセスに着目して考察の行い以下のこと明らかになった。

東松ノ木町におけるコリアンの定住過程は、インフラ整備、住環境整備事業、事業終了後の三つの時期に分

けられる。1)東松ノ木町の住民自治組織が発足された1970年から1982年までをインフラ整備期と称する。この時期には、強い紐帯関係を築き上げた住民とNPOがインフラ整備について対行政交渉を行った。その結果、スクワッター地区という不法な居住問題は解消されなかったが、最低限のインフラが整備されることになった。しかし、住民とNPOの間に形成された強い紐帯関係にもかかわらず、利害関係によって町内会とNPOの解散し、両者の関係が崩壊するという課題を残した。2)住民自治組織が再建された1986年から1999年までを住環境整備期と称する。この時期には、都市政策の変化に伴い、東松ノ木町での居住が容認され、公営住宅を建設する住環境整備事業が施行された。そして住環境整備事業を進める際に、NPOが町内会の事務局となり、住民と行政の間で架橋の役割を果たした。3)NPOが公営住宅の管理と生活支援を行った2000年以降を公営住宅運営期と称する。この時期には住環境整備事業が終了し、地域の課題が住環境問題から住民の高齢化や低所得化などから福祉問題へとシフトした。このような地域課題の変化に対してNPOは法人化とメンバーの交代を通じた対応を図った。

戸手地区におけるコリアンの定住過程は、インフラ整備、再開発事業期の二つの時期に分けられる。1)戸手地区に朝鮮総連戸手分会が結成された1963年から1965年までをインフラ整備期と称する。この時期には、住民リーダーが強いリーダーシップを発揮し、一挙に水道、電気、電話などのインフラが整備されることになった。その背景には、朝鮮総連の支部長を務めた住民リーダーが持つ巧みな交渉力と日本共産党と朝鮮総連の支援が大きく作用した。2)スーパー堤防整備事業が住民に知らされた1991年以降を再開発事業期と称する。この時期には、土地と移転補償を巡って、市有地の地権者、公有地と河川敷地の占拠者、借家権者の間での葛藤が2005年に土地建物売買契約が結ばれるまで続いた。

以上の結果から、両地区は河川敷に形成されたコリアン集住地区という側面で都市社会的な背景を共にしているが、東松ノ木町の場合、コリアンの定住過程の中でNPOが果たした役割が大きく、住環境を整備する際に、公営住宅の建設という選択肢を選び、地域コミュニティを持続している。一方で戸手地区は、住民を中心として地域の問題に対応してきて、住環境を整備する際に移転補償をもらい、最終的には地域コミュニティが解体(再編)したことが、両地区が持つ異なる地域的特性として指摘できる。

また、東松ノ木町における主体間関係に関する考察からは、コリアンの定住過程を通して各組織・団体が結成と解散、参与と離脱を繰り返す中で、NPOを介したことによって住民と行政の相互関係が従来の対立的ないし依存的関係から脱却し、地域の問題に対して柔軟に対応

できたことが指摘できる。そして、NPO自体も構成員の移動と体制の整備を通じて、地区の変化に一貫して対応してきたこと明らかになった。

コリアン集住地区のパラダイムが「民族問題の解決」から「異文化の交流」へ転換している昨今の動向に鑑みると、このようなNPOの果たしてきた役割は、多文化共生地域コミュニティを創出ないし持続・発展させていくための重要な経験を示すものであり、その役割を改めて認識することを通じてNPOの存在が地域資源としての重要な価値をもつものと考えらるべきであろう。

〈注〉

- 注1 2007年末現在における外国人登録者数は2,152,973人で、引き続き過去最高記録を更新している。この数は、平成18年末現在に比べ68,054人(3.3%)の増加、10年前(平成9年末)に比べると670,226人(45.2%)の増加で、10年間で外国人登録者数は約1.5倍になった。法務省入国管理局ホームページ(www.moj.go.jp)により
- 注2 外国人登録者数が最も多いのは東京都の382,153人で、全国の17.8%を占めている。2位は愛知県で、大阪府は同県と入れ替わり3位となった。以下は、神奈川県、埼玉県、千葉県、兵庫県、静岡県、岐阜県、茨城県の順で、上位10都府県の1,514,505人で全国の70.3%を占めている。この10都府県の中で、岐阜県、茨城県を除く1都1府6県で、登録者数が10万人を超えている。(2007年)
- 注3 国のレベルからは、総務省内に「多文化共生の推進に関する研究会」を開き、2006年に公開された報告書を始め、さまざまな取り組みが行われている。このような国の取り組みに先立って地方自治体からは、2001年浜松市を含む13都市が外国人集住都市会議を設立し、外国人住民との地域共生に向けた「浜松宣言及び提言」を採択した。http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/060307_2.html
- 注4 一般的に「住民」とは、その地域の一帯に住んでいる、一団の人々という意味で使われているが、本論では、一般的な「住民」の定義より、①自治組織化の以前は住民リーダー、②基本的に全世帯が加入する自治会・町内会などの住民自治組織を、研究対象とする。また、支援組織については、1999年に通称NPO法が成立する以前に活動した団体でも、その活動が、医療、教育、宗教、福祉、学術振興、都市環境問題、人種差別問題、高齢者問題、消費者運動など、非営利組織の領域に相当する場合は支援組織・NPOと定義した。
- 注5 戸手地区の再開発における居住者の補償に関する条件を考察した筆者の研究もある。
- 注6 京都市が作成した「京都市基本計画」(2001)の南区整備方針により。
- 注7 本論では、を山王学区の4ヵ町(東・南岩本町、北・南河原町)と陶化学区4ヵ町(河西町、宇賀辺町、北・南松ノ木町)、総面積0.292km²の範囲を東九条地区として規定する。
- 注8 2000年国勢調査により
- 注9 2007年実態調査により
- 注10 戸手地区の概要については、筆者の論文と新井らの研究に詳しく書かれているためここでは省く。
- 注11 インタビュー手法は参考文献11に多く頼っている。特に、エスノグラフィック・インタビュー法を用いた調査を実施したのは、インタビューの時間と空間の枠組みが不明確であるが、ボランティア活動の中で住民との自然的な会話から有効な情報を得ることを重視したからである。新年会、敬老会、芋掘りなどのイベントのほか、安否確認活動にも参加した。
- 注12 住民の心境については筆者の主観的な判断によるものである。
- 注13 インタビュー調査で得られたデータは、個人の記憶に多く頼るもので多少の誤りがあるため、他の資料との比較
- 注14 を通じて修正する必要がある。
- 注15 接触頻度は各組織が活動している時点を基準とする。頻

度の測定は、自治会長のA氏、前進会のリーダーY氏、注15 前進会のメンバーI氏、まめもやしのM氏に対して実施したインタビュー調査の結果から再構成したものである。ただし、HEAT、セツルメント、青年会、先進会、実態調査委員会以上の組織は現在活動していないため、まめもやしや40番地事務局より頻度が低いと証言した可能性が高いことを指摘しておく。

- 注16 学習会を主催したH.R.N(Human Rights Network)は、人権について様々な事例に学びながら、川崎市職員や市民と幅広い立場から意見を交換し合うことを目的とする自主学習会である。
- 注17 研究者B氏は参考文献3の主査である。
- 注18 1951年に部落解放全国委員会が京都市を相手取って展開した一連の行政闘争およびその契機となった事件。
- 注19 取り上げた同和政策は本論で東九条地区と定義した範囲外、すなわち4ヶ町の北部を対象として実施されたが、事業が行われる際に、立ち退きされた住民の大半が東九条地区へ移住したという事実から「東九条地区で施行された都市政策」のカテゴリで取り扱うことにした。当時の同和政策に関する詳しいことは、前川修、「東七条におけるバラック対策と新幹線敷設」、京都部落史研究所紀要、2000年、により
- 注20 40番地事務局の初代事務局長を経て、現崇仁まちづくりの会の理事で努めているYさんと、住民数名からのヒアリングにより。
- 注21 火災の規模と被害状況などが各資料によって差があるためここでは東九条まちづくりサポートセンターが作成・発行した「東九条を知るために」から引用した。
- 注22 4ヶ町という名称は、1969年度策定された「東九条対策」の予備調査と、「京都市スラム対策基本計画」の協議過程で使われたのが最初であり、以降、呼び続けられている。
- 注23 参考文献12、これは行政が都市計画を樹立する際に、以前黙認してきた不法占拠をあらためて問題視することは、不法占拠地の整備事業でよくみられる。
- 注24 第61回H.R.H学習会の資料「記憶に刻む、川崎市幸区戸手4丁目12番地」(2005.10)により
- 注25 この時期に転入した人は、満州からの引揚者をはじめ、日本の各地を転々とした末に、住む場所がなくなった在日コリアンの1世と2世が多かった。
- 注26 不法占拠地区であるため、建てられた家屋に関する法的な所有権は発生しないが、地域の住民の間に暗黙的に認める家屋及び居住する権利を合わせ住まいと称する。
- 注27 1963年に京都府が実施した調査があるが、現在報告書は存在しない。1963年「京都府調査」の結果が1973年の「鴨川陶化橋右岸上流河川敷調査書」に引用されており、それを引用した。
- 注28 住民T氏のヒアリングにより、T氏は1960年代初期に東松ノ木町で廃品回収業を営み、儲けたお金で住宅を購入して他地域へ移住したが、廃品回収業を再開するために1970年代初期に東松ノ木町へ再転入してきた。
- 注29 参考文献14、頁1-4
- 注30 京都市からは「不法占拠である以上、公共のものはつけられないが、共同水道ならつけられる。」という従来の姿勢を崩さなかった。即ち、水道の設置は私設水道として設置を黙認することであり、水量も貧しかった。
- 注31 水道と電話などの設置の経緯については、住民とNPOメンバーに対して行ったインタビューで得られた証言に基づき再構成したものの、実施された年度や諸状況については行政資料や参考文献2、6、7、10を用いて修正した。
- 注32 この事業に至までの経緯は参考文献2と7の内容に基づき再構成したものである。
- 注33 町内会長であったA氏は、河川敷地を整備して再移住することを強く主張した。
- 注34 周辺住民の反対は、隣接している地区の居住者がコリアンであることから「コリアンによるコリアン差別」という意味を有する。
- 注35 当初1棟は6階28戸で計画されたが、周辺の反対を受けて5階24戸に変更された。
- 注36 戸手地区の形成については、参考文献4、5と重複するため、詳しい内容は省く。
- 注37 ここでの住民リーダーは、参考文献9では住民有志と表

記されており、また参考文献4では住民Bと同一人物である。

注38 戸手教会の牧師S氏のインタビュー調査により。

注39 補償の問題に対して「支える会」は、戦後補償の観点から取り組んでいたが「守る会」のメンバーや行政からの反発に直面した。

注40 スーパー堤防事業のプロセスについては、再開発事業における利害関係者（各主体）間関係を、所有関係から分析した筆者の論文と新井らの研究に詳しく書かれているためここでは省く。

注41 Y氏は詳しい事情について、「当時、東九条には共産党の末端組織があった。10人程度で、若くてエネルギーがあった。党から指導しにくる人は東九条の事情を知らなかった。そのため地域の捉え方、活動の方針について激論が交わされ、その中で党の人に対して暴力的な発言をしたため、暴力主義者というレッテルが貼られた。その結果、何人かが除名され、除名された人が地域活動を続けるのは大変だった。最終てきには東松ノ木町から撤退した。

注42 自主映画「東九条」はY氏がシナリオと監督を担当した。制作当時19歳だった。

注43 セツルメントとの葛藤については、「セツルメントは大学生が集まった連合組織で、学生の中には遊びにくる人もいた。前進会と東松ノ木町の青年の一部は、セツルメントの活動を遊び会と非難し、最終的にはセツルメントを追い出した」という意見もある。

注44 前進会のメンバーがと東九条の青年らに声をかけたのがきっかけで73年に発足した東九条青年会は、メンバーの一部が前進会と重なった。この規模については当時前進会を主導したYさんの証言に多く頼っている。同地区を研究している立命館大学の山本崇記氏によると、セツルメントや九条診療所などの諸団体・組織と前進会が対立関係となったため、前進会が青年会に発展消滅する形で対立関係の解消を図ったと指摘する。

注45 京都市の組織ではないため、供給主体が水道とは異なるが、京都市が電話局に設置しないように申し入れたため行政交渉の対象となった。また、電気の供給は記述を省いたが、行政交渉を通さずに住民が直接に電気の供給を関西電力に要請し、しばらくしてから供給されるようになった。

注46 1982年に学識経験者（リム・ボン）、在日の人権運動にかかわった人、赤十字南病院の労働組合が中心になって東松ノ木町の全戸調査を行った。

注47 一度地域から撤退したY氏は、この時期に東松ノ木町に戻ってきて町内会の再現に力を注いだ。

注48 メンバーの中には牧師や実家が教会であるひとなどキリスト教者が多い。そして15名の中でメインメンバーと言える人は7名程度だった。

注49 1979年から事務局長を務めてきたY氏の代わりに、88年に京都大学部落研究会のO氏が短期間局長となったが、89年HEATメンバーであったU氏が事務局長となった。Y氏は東松ノ木町において自分の役割を終え、部落解放運動に戻るために辞退し、O氏は仕事の関係で地域から離れることになったため辞退となった。しかし、二人の辞任の弁については異見もある。自治会長の交代は、事業の推進が決められた際、自治会長であったT氏が外に住んでいることが問題となった。また、崇仁協議会を中心とした展開された地上げの動きに反発したA氏が住民の支持を得て自治会長に選ばれた。

注50 生活実態調査委員会は京都大学の三村研究室が主軸となり、メンバーの中には地元出身であるリム・ボン氏がいた。彼は実態調査を進める際、重要な役割を果たした。「彼は、地区のことをよく知っているから味方になってくれた。」と述べる住民の話から、外の人に警戒心をもっていた住民らは、リム氏を通して調査員と実態調査に対する信頼を持ったともいえる。

注51 実態調査によって住民の住要求が具体化されていくプロセスに関しては、参考文献1で詳しく記述されているためここでは省く。

注52 町内会長のA氏と多数の住民は、「自分らは高等教育を受けられなかったため、調査の時に難しいことは言えなかった。事務局の人たちは大学の教育を受けた人で、また、

住民のこともよく分かっているから、住民らが言いたいことをうまく言ってくれた」と供述する。

注53 I氏の話によると、当時には2戸を借りると家賃は1.5戸分を払う、2戸貸し制度があって、Uさんが借りた家をシェアしてYさんと何人かが松ノ木町で住むことになった。当時、メンバーは無給のボランティアであったため、経済的に厳しい状況のなかで活動を続けた。

注54 町内会長のA氏と自治連合会の会長の間に、東松ノ木町の居住環境整備事業を含め東九条地区の主導権をめぐる葛藤があった。

注55 一般的に、公営住宅に高齢者や低所得階層が集中すると、コミュニティ活動の担い手がいなくなり、地域が衰退されることが指摘されている。

〈参考文献〉

- 1) 吉田友彦外3名：「鴨川スコッター地区の住環境整備とNGOの役割」、第28回日本都市計画学会学術論文集、頁247-252、1993
- 2) 吉田友彦：「日本に都市における外国人マイノリティの定住環境確立課程に関する研究」、京都大学大学院工学研究科博士論文、1996
- 3) 韓勝旭外2名：「土地所有関係の変遷から見る在日コリアン集住地区の形成過程に関する研究」、日本建築学会計画系論文集、頁95-101、2006
- 4) 新井信幸外3名：「川崎・戸手四丁目河川敷地区の経年的住環境運営に関する研究」、住宅総合研究財団研究論文集、2007年
- 5) 韓勝旭外2名：「再開発事業と住民の定義について一戸手地区におけるスーパー堤防事業と地区住民の生活再建に関する考察」、日本建築学会大会学術講演梗概集、2006
- 6) 在日朝鮮人の生活と住民自治研究会（編）：「在日外国人の住民自治」、新幹社、2007
- 7) 藤巻正己（編）：「生活世界としてのスラム」の第9章、リム・ボン「鴨川スコッター地区の住環境整備と地域支援活動」、古今書院、頁233-251、2001
- 8) 松ノ木町40番地生活実態調査委員会：「松ノ木町40番地生活実態調査中間報告書」、1992
- 9) 神奈川のなかの朝鮮編集委員会編、「神奈川のなかの朝鮮」、1998
- 10) 神奈川県自治総合研究センター：「神奈川の韓国・朝鮮人」、1884
- 11) 神奈川県：「川崎市都市計画住宅市街地の開発整備の方針」、2003
- 12) 三国恵子：「川崎市の在日韓国・朝鮮人：集住課程と人口」、城西大学大学院研究年報、1999
- 13) 財団法人リバーフロント整備センター：「スーパー堤防整備事業—スーパー堤防Guide Book」、1992
- 14) ウヴィ・フリック：「質的研究入門」、春秋社、2008
- 15) 江口信清：「スラムの生活環境改善運動の可能性」、明石書店、2008
- 16) Commission of the European Communities：「Green Paper on the Urban Environment」、1990
- 17) 金菱清：「生きられた法の社会学」、新曜社、2008
- 18) 似田貝香門外2名：「越境するとしとガバナンス」、法政大学出版局、2006
- 19) 内閣府経済社会総合研究所（編）：「コミュニティ機能再生とソーシャル・キャピタルに関する研究調査報告書」、内閣府、2005
- 20) 松下和夫（編）：「環境ガバナンス論」、京都大学学術出版会、2007

〈研究協力者〉

村木美都子 NPO法人東九条まちづくりサポートセンター
山内政夫 NPO法人崇仁まちづくりの会